

第46号議案関係資料

## 防災・防犯事業の取扱いについて

平成15年8月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	防災行政無線							A	
2	本岳消防コミュニティセンター	×	×	×	×	×		A	
3	自主防災組織への補助事業			×	×	×		B	
4	交通災害共済事業							B	
5	チャイルドシート購入補助事業	×			×	×	×	C	
6	防犯灯補助事業				×			B	
7	防犯灯設置事業	×	×	×		×	×	C	
8	特設防犯灯設置事業						×	B	
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

# 行政制度等の調整方針(案)

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

項 目	現 況								
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町					
1 防災行政無線 1. 同報系	整備年度	H6, H14	整備年度	H8	整備年度	H7	整備年度	H11 ~ 14	
	屋外拡声子局	50	屋外拡声子局	27	屋外拡声子局	21	屋外拡声子局	35	
	戸別受信機設置数	1,124	戸別受信機設置数	4,200	戸別受信機設置数	1,900	戸別受信機設置数	4,954	
	周波数MHz	68.82	周波数MHz	69.735	周波数MHz	69.18	周波数MHz	68.85	
	メーカー	富士通ゼネラル	メーカー	日立国際電気	メーカー	日本電気	メーカー	沖電気工業	
	設置方針	磯・竜ヶ水地区 東桜島地区等 災害危険区域のみ	設置方針	全戸設置	設置方針	全戸設置	設置方針	全戸設置	
	2. 移動系	整備年度	S53	整備年度	H9	整備年度	S55	整備年度	H14
		移動局計	65	移動局計	64	移動局計	27	移動局計	16
		周波数MHz	153.73	周波数MHz	466.325	周波数MHz	466.65	周波数MHz	466.75
		メーカー	富士通ゼネラル	メーカー	日立国際電気	メーカー	松下通信工業	メーカー	沖電気工業
2 本岳消防コミュニティセンター	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。		

(様式2) その2

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )																																								
松 元 町	郡 山 町																																										
<table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>H6</td></tr> <tr><td>屋外拡声子局</td><td>21</td></tr> <tr><td>戸別受信機設置数</td><td>4,410</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>68.52</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>パナソニック</td></tr> <tr><td>設置方針</td><td>全戸設置</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>H4</td></tr> <tr><td>移動局計</td><td>45</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>466.21</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>パナソニック</td></tr> </table>	整備年度	H6	屋外拡声子局	21	戸別受信機設置数	4,410	周波数MHz	68.52	メーカー	パナソニック	設置方針	全戸設置	整備年度	H4	移動局計	45	周波数MHz	466.21	メーカー	パナソニック	<table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>S61~62</td></tr> <tr><td>屋外拡声子局</td><td>17</td></tr> <tr><td>戸別受信機設置数</td><td>3,256</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>69.12</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>東芝</td></tr> <tr><td>設置方針</td><td>全戸設置</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>整備年度</td><td>S61~62</td></tr> <tr><td>移動局計</td><td>20</td></tr> <tr><td>周波数MHz</td><td>407.25</td></tr> <tr><td>メーカー</td><td>東芝</td></tr> </table>	整備年度	S61~62	屋外拡声子局	17	戸別受信機設置数	3,256	周波数MHz	69.12	メーカー	東芝	設置方針	全戸設置	整備年度	S61~62	移動局計	20	周波数MHz	407.25	メーカー	東芝	<p>同報系戸別受信機の設置方針が、鹿児島市と5町は異なる。</p>	<p>既存の防災行政無線については、合併時に引き継ぎ、運用するものとする。ただし、設置目的等を踏まえ、更新時に見直しを行うこととする。 (既存集落の新築家屋等への設置については、更新時まで現行どおりとする。)</p>
整備年度	H6																																										
屋外拡声子局	21																																										
戸別受信機設置数	4,410																																										
周波数MHz	68.52																																										
メーカー	パナソニック																																										
設置方針	全戸設置																																										
整備年度	H4																																										
移動局計	45																																										
周波数MHz	466.21																																										
メーカー	パナソニック																																										
整備年度	S61~62																																										
屋外拡声子局	17																																										
戸別受信機設置数	3,256																																										
周波数MHz	69.12																																										
メーカー	東芝																																										
設置方針	全戸設置																																										
整備年度	S61~62																																										
移動局計	20																																										
周波数MHz	407.25																																										
メーカー	東芝																																										
該当なし。	<p>設置年度 平成10年度 敷地面積 1,048.79㎡ 建物延床面積 134.21㎡ (集会所部分97.38㎡、 消防車庫36.83㎡) 構造 鉄筋コンクリート造、平屋 設置場所 郡山町嶽2385番地1</p>	郡山町のみ。	郡山町の「本岳消防コミュニティセンター」については、合併時に引き継ぐものとし、管理運営については、合併時までに調整するものとする。																																								

## 行政制度等の調整方針(案)

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
3 自主防災組織への補助事業	資機材整備事業補助金 1団体1回限度額10万円 活動助成金 避難訓練を中心とした訓練 1年度限度額2万円	資機材整備事業補助金 1団体1回限度額10万円	該当なし。	該当なし。
4 交通災害共済事業	鹿児島市交通災害共済制度 会費 1口 600円(2口加入可) 見舞金 死亡130万円 共済期間 会費納入の翌日から1年間	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)
5 チャイルドシート購入補助事業	該当なし。	補助対象 6歳未満の幼児 1幼児に対し1回限り 補助金 1幼児につき1万円を限度	補助対象 6歳未満の幼児 1幼児に対し1回限り 補助金 1幼児につき1万円を限度	該当なし。
6 防犯灯補助事業	防犯灯設置費補助(1灯当り) 新設、取替とも 共架式 9,500円 小柱式 14,300円  防犯灯電気料補助 基準の範囲内で全額補助	防犯灯設置補修補助 新設、補修とも 事業費の1/2  防犯灯電気料補助 支払額の1/2	防犯灯設置費補助(1灯当り) 新設 10,000円 建替 8,000円 共架式・小柱式の区分なし  防犯灯電気料補助 全額補助	該当なし。

(様式2) その2

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	防災・救急救命訓練 防災訓練 5,000円 救命救急訓練 5,000円 防火水槽の維持管理及び危険箇所の点検 維持管理費 20,000円 防火訓練 初期消火訓練 5,000円 水だし訓練 5,000円 消火器詰替 4,000円×5本=20,000円 初期消火器材購入整備事業 初期消火用器材一式 初期消火器材格納庫	鹿児島市、吉田町、郡山町で実施しているが、その内容が異なる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島県町村交通災害共済制度 会費 1人年間 500円 見舞金 死亡100万円 共済期間 1年間(4/1~3/31)	鹿児島市と5町の交通災害共済制度に違いがある。	合併時に鹿児島市の制度を適用する。
該当なし。	該当なし。	吉田町と桜島町のみで実施。 (鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町は、交通安全協会等で無償貸与)	合併時に廃止する。
防犯灯設置費補助は行っていない。  防犯灯維持補助金交付事業 町内地域公民館等が維持管理する防犯灯電気料の半額程度を補助する。 1基あたり 1,500円上限	防犯灯設置費補助(1灯当たり) 新設において 共架式 8,000円 小柱式 20,000円  防犯灯電気料補助 支払額の1/3補助	喜入町以外は、防犯灯補助事業を行っているが、補助内容及び補助基準等が異なるため、調整が必要となる。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
7 防犯灯設置事業	該当なし。	該当なし。	該当なし。	集落の夜間の暗い場所に、集落長からの要望で町が設置し、維持管理・電気料については全て町が行う。
8 特設防犯灯設置事業	町内会等と町内会等のはざまにおける防犯灯設置を、町内会等の申請に基づき市で行う。 設置後は申請町内会等に譲与する。 維持管理については町内会等で行う。	防犯灯補助事業の一部として町で実施している。 維持管理については、集落公民館等で行う。	地域内のはざまにおける防犯灯設置を町で行う。 維持管理については全て町で行う。	防犯灯設置事業の一部として、町で実施している。 維持管理については全て町で行う。

(様式2) その2

(36) 防災・防犯関係事業

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	防犯灯の設置等については、喜入町以外の1市4町いずれも、自主的に町内会等で行っている。喜入町で所有・管理している防犯灯に関し、合併後の取り扱いについて協議する必要がある。	合併する年度の翌年度に廃止する。 設置済みの防犯灯については、合併する年度に係る集落に譲与するものとする。 合併する年度は現行どおりとする。
通勤通学路の防犯灯未設置箇所のうち、地域・自治公民館の要望の強いもので、不特定多数の住民が利用する町道以上のものに町が設置する。維持管理についても全て町が行う。	該当なし。	特設防犯灯設置の基準や「はざま」の取り扱いなどを調整する必要がある。 また、町で所有・管理している桜島町、喜入町、松元町の特設防犯灯に関し、合併後の取り扱いについて協議する必要がある。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 設置済みの桜島町、喜入町及び松元町の特設防犯灯については、合併する年度に係る自治公民館(自治組織)に譲与するものとする。 合併する年度は現行どおりとする。